（変更の届出）

第四条の五の十二　法第四十四条の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　場所

二　設計又は施行方法のうち、その変更により法第四十四条の二第三項の届出に係る行為が同条第四項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のもの

（保管違法放置等物件一覧簿の様式）

第四条の六　令第十九条の六第二項（令第十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による保管違法放置等物件一覧簿の様式は、別記様式第五の四とする。

（違法放置等物件の返還に係る受領書の様式）

第四条の八　令第十九条の十（令第十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による受領書の様式は、別記様式第五の五とする。

（自転車専用道路等を通行することができる車両）

第四条の十五　法第四十八条の十五第一項の国土交通省令で定める車両は、自転車以外の軽車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号に規定する軽車両をいう。）及び道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条の小型特殊自動車である農耕作業用自動車とする。

（災害応急対策）

第四条の十六の二　法第四十八条の二十九の二第一項の国土交通省令で定める災害応急対策は、次に掲げるものとする。

一　緊急輸送の確保

二　消防、水防その他の応急措置

三　被災者の救難、救助その他保護

四　施設及び設備の応急の復旧

五　前各号に掲げるもののほか、災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策

（災害応急対策施設管理協定の公告等）

第四条の十六の三　法第四十八条の二十九の六第一項の公告及び同条第三項の公示（同条第四項において準用する場合を含む。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　災害応急対策施設管理協定の名称

二　協定災害応急対策施設の名称及びその所在地

三　災害応急対策施設管理協定の有効期間

四　災害応急対策施設管理協定の縦覧又は災害応急対策施設管理協定の写しの閲覧の場所

（車両の停留の許可手続）

第四条の十九　法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第五の六による申請書を道路管理者に提出しなければならない。

2　（略）

（道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設）

第四条の二十一　令第三十五条の十一第一号の国土交通省令で定める工作物又は施設は、通路に設けられた雨よけとする。

（新設）

（保管違法放置等物件一覧簿の様式）

第四条の六　令第十九条の六第二項（令第十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による保管違法放置等物件一覧簿の様式は、別記様式第五の三とする。

（違法放置等物件の返還に係る受領書の様式）

第四条の八　令第十九条の十（令第十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による受領書の様式は、別記様式第五の四とする。

（自転車専用道路等を通行することができる車両）

第四条の十五　法第四十八条の十五第一項の国土交通省令で定める車両は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条の小型特殊自動車である農耕作業用自動車及びこれに牽引される車両とする。

（新設）

（車両の停留の許可手続）

第四条の十九　法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第五の五による申請書を道路管理者に提出しなければならない。

2　（略）

（道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設）

第四条の二十一　令第三十五条の七第一号の国土交通省令で定める工作物又は施設は、通路に設けられた雨よけとする。